

印西市犯罪被害者等支援条例（案）の解説

（目的）

第1条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、犯罪行為により不慮の死を遂げた市民の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った市民（以下、「犯罪被害者等」という。）への支援について、基本理念を定め、市及び市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

○印西市民が、ある日突然犯罪被害に遭うかもしれません。犯罪による被害者等は、その直接的被害だけでなく、周囲の無理解や配慮に欠けた対応等による間接的な被害にも苦しめられる場合があります。にもかかわらず、そうした犯罪被害者等を支援する社会環境は不十分のまま現在に至っております。このため、条例では犯罪被害者等の置かれている状況に理解を示すとともに市民である犯罪被害者等が住み慣れた地域社会で再び平穏な生活を取り戻せるよう支援をするものです。

○この条例は、「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」（以下「基本法」とする。）の趣旨にのっとり、基本理念を定め、市及び市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための基本となる施策を定めています。第6条で相談・情報の提供、第7条以下に見舞金の支給関係、第15条で転居費用の助成、第16条で市民への啓発活動等を行うことを規定しています。これら施策を行うことで、市民にとって最も身近な基礎自治体として、不幸にして犯罪被害に遭ってしまった市民に寄り添った支援ができるものと考えています。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む。
- (3) 重傷病 療養に1カ月以上の期間を要する傷害又は疾病をいう。

【解説】

○この条例において「犯罪行為」とは、国内で発生した殺人及び傷害の罪、いわゆる身体犯に限定し、正当行為、正当防衛、過失行為を除いています。よって、財産罪である「窃盗犯」や「詐欺犯」は含まれていません。例えば、ひったくりや空き巣、振り込め詐欺などで、将来を悲観し自殺したとか、精神的な障害を負ってしまったなどが考えられますが、警察への被害届は、盗られた金品を被害品として提出していますので、当条例の対象とはなりません。また、「ひき逃げ事故」など交通事故の場合は、当該事故の発生時では「過失」と解釈されるので当条例の対象とはなりません。

○この条例において「市民」とは、犯罪被害を受けた者が本市に住所を有する被害者又は遺族を指し、中でも見舞金の支給に関しては本市に住民登録をしている者が死亡し、その遺族が本市に住所を有していない場合は支給を受けることができません。外国人の場合も同じです。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況、日常生活への影響その他の事情に応じて適切に、途切れることなく行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大

限配慮して行わなければならない。

【解説】

○犯罪被害者等は、加害者からの直接の被害だけでなく、周囲の言動等によって更に傷付けられてしまうことがあります。犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われることが求められています。

○また、犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報 の適正な取扱いの確保にも最大限配慮して行わなければなりません。

（市の責務）

第4条 市は、前条の定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるようにするため、国や県、その他の地方公共団体及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体（以下「関係機関等」という。）と連携するとともに、当該施策が円滑に実施することができる体制を整備するものとする。

【解説】

○市は、基本理念にのっとり、警察をはじめとする関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を作成し、実施するものとしています。また、犯罪被害者等の支援のための事業が円滑に実施できるようするため、犯罪被害者等の支援に係る体制を整備することに努力して行きます。

（市民の責務）

第5条 市民は、犯罪被害者等の置かれている状況及びその必要性についての理解を深め、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等に対する支援に協力し、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう努めるものとする。

【解説】

○犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、地域の人々の理解と配慮が不可欠であり、犯罪被害者等は地域社会において配慮され、尊敬され、支えら

れてこそ、平穏な生活を送ることができます。また、市や関係機関等が犯罪被害者等を支援する上では地域の人々の協力が必要不可欠です。

（相談及び情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

【解説】

○犯罪被害者等は様々な問題に直面することになります。そのような状況を解消するため、市が実施する施策の一つ目として、総合的な相談窓口を開設し、犯罪被害者等の悩みを聞くとともに情報の提供や助言を行い、必要に応じて関係機関等と連絡調整を行います。

○市は、広く犯罪被害者等からの相談や必要な情報の提供を行うこととしていますが、当市ができる支援は、住民登録をしている方とそれ以外の方では異なります、原則として、住民登録をしていない方に対しては、相談・情報提供及びその方が住民登録をしている自治体への橋渡しを行います。

（見舞金の支給）

第7条 市長は、犯罪被害者等の中でも犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市に住所を有する被害者又はその遺族に対し、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給する。

（1）重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病が生じた者

（2）遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。）

【解説】

○市が実施する施策の2つ目として、犯罪被害者等の中でも、被害者が印西市民で重傷病を受けた場合は重傷病見舞金が支給されます。また、不運にも亡く

なられた場合にはご家族又はご遺族に対して遺族見舞金が支給されますが、ご家族又はご遺族も印西市民の場合に限ります。

（遺族の範囲及び順位）

第 8 条 前条の規定による遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- （2）被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- （3）前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡当時胎児であったものが出生した場合における第 2 号又は第 3 号の規定の適用については、当該子は、その母が被害者の死亡当時主として被害者の収入によって生計を維持していた場合にあっては同項第 2 号の子と、その他の場合にあっては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

【解説】

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯罪被害者等給付金支給法）においても死亡した者との親族関係の遠近の程度と現実の生活における関係の緊密さを考慮して一定の順位をつけ、その第一順位遺族に給付することとされています。このことから本条例もこれに倣ったものです。（支給法第 5 条に準ず）

（見舞金の支給申請）

第 9 条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができ

ない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。

【解説】

○見舞金支給の申請がないのに市が一方的に見舞金を支給することは必ずしも適当でないところから、申請主義によることとしました。

○時効の規定は、給付金支給法第 10 条の規定に準じたもので、犯罪被害の発生を知った日とは、故意による犯罪行為により死亡したことまで知る必要があり、申請ができる期間についてもいたずらに長期にすることは好ましくないことから支給法に準じ 2 年とした。

○また、身元不明の殺人事件で遺族が犯罪被害の発生を知らない事案などについても「7 年を経過したとき」は申請することができないとしたのは、長期間経過した申請については適正な審査が行えないおそれが強く、民事上の失踪宣言（民法第 30 条）の例に倣い法律関係に一定の区切りをつけることとし 7 年とした。

（見舞金の支給制限）

第 10 条 市長は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、見舞金の支給をしないことができる。

- (1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合
- (2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があった場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

【解説】

○本条例は、何ら自己の責めに帰すべき行為その他の事情がないのにもかかわらず、不慮の死を遂げた市民の遺族又は傷害を受けた市民に対し、市として見舞金を支給し、精神的被害の軽減を図るとともに支援しようとするものです。このことから犯罪被害を受けたことについて、被害者又は遺族にも、

その責めに帰すべき行為、すなわち犯罪被害について不慮性を欠く事情その他給付を行うことが適切でないといわれる事情があるときは見舞金を支給しません。

○「被害者が犯罪行為を誘発したとき」とは、被害者が相手の犯罪行為を誘い起こすことであり、「その他」の後にある「被害者にも、その責めに帰すべき行為」と並列関係にあることから、責めに帰すべき行為とは誘発以外の行為であって被害者についても当該犯罪被害という結果の全部又は一部を被害者自身の負担ないし不利益として受認させられても仕方がない行為があったことを意味する。

○判断の基準としている「社会通念上、適切でない」とは社会的に通用する健全な一般良識から見て妥当性を欠くということである。

（見舞金の額）

第11条 重傷病見舞金の額は、次の各号に掲げる重傷病の程度に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 全治1カ月以上3カ月未満 5万円

(2) 全治3カ月以上 10万円

2 遺族見舞金の額は、30万円とする。

3 遺族見舞金を受けることができる遺族が2人以上ある場合は、遺族見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその人数で除して得た額とする。

【解説】

○見舞金の額については、支給の趣旨が補償や損害補填ではなく見舞金的性格のものであることから、一時金とし、他市町の額を参考に社会通念上妥当と認められる額に設定しました。

（見舞金の支給に関する特例）

第12条 既に重傷病見舞金の支給を受けた者が当該重傷病見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該重傷病見舞金が生じたときから死亡したときまでの期間に相当する期間にわたって支給されなかったとしたならば支給されることとなる遺族

見舞金と既に支給された重傷病見舞金との差額を支給するものとする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から１年以上経過して死亡した場合には、遺族見舞金は支給しない。

【解説】

○被害者が重傷病見舞金を受け取っていたが、犯罪行為が行われてから１年以内に容体が急変し死亡した場合、死亡の原因が間違いなく当該犯罪行為に起因するものと認められれば、遺族見舞金として既に支給した重傷病見舞金の額を差し引いて支給します。

（支給の決定）

第１３条 市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、見舞金の支給の適否を決定するものとする。

【解説】

○本条例は、不慮の死を遂げた市民の遺族や傷害を受けた市民への支援を目的としていることから、申請者から支給の申請があった場合には可能な限り早急に審査を行うということです。

（見舞金の返還）

第１４条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第１０条各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給した見舞金を返還させるものとする。

【解説】

○給付金支給法第１５条に準じています。「偽りその他不正の手段」とは、刑法第２４６条の詐欺罪その他の犯罪を構成することはもちろんのこと、見舞金の支給を受ける手段として不正が行われた場合の全てを指します。具体的な行為の態様としては、申請書に虚偽の事実を記載したり偽りの報告をするなどの行為がある。その不正の手段は支給を受けた者の行為に限りません。「見舞金を受けた者」とは偽りその他不正の手続きにより、現実にかつ直接的に見舞金の支給を受けた者をいい、受給権を有する者だけに限りません。

○不正受給の徴収権の消滅時効は、会計法第 30 条の規定により 5 年間となる。
なお、偽りその他の不正の手段によって支給されたものは、その支給時より本条によって返還請求し得るものである。

（転居費用の助成）

第 15 条 市は、第 7 条の規定による見舞金の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）で、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったものに対し、規則で定めるところにより、その転居等に要した費用の助成を行うものとする。

2 第 9 条の規定を転居費用の助成を受けようとする者について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項中「の発生を知った日から 2 年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から 7 年」とあるのは、「が発生した日から 1 年」と読み替えるものとする。

【解説】

○市が実施する施策の 3 つ目として、見舞金制度が適用され又は適用が可能であった者が、当該被害により、住んでいられない状況下となったため転居又は転出した場合、初回に限り転居費用の助成を行うもので、上限を 5 万円と定めています。実際の費用が上限を下回った場合は実際に支払った金額とします。

○転居費用の助成に関する時効は、当該被害が発生してから 1 年とした。

（市民への啓発活動等）

第 16 条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないようにするため、犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題等について市民の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

○市が実施する施策の 4 つ目として、犯罪被害者等が地域社会から孤立しないよう、犯罪被害者等の置かれている状況や抱えている問題等について市民の理解を深めてもらうよう啓発活動を積極的に行っていくこととします。

（民間支援団体等に対する支援）

第 17 条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体に対し、その果たす役割の重要性にかんがみ、更なる活動の促進を図るための支援や情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

○市が実施する施策の 5 つ目として、民間支援団体等に対する支援を明記しました。現在、千葉県公安委員会から犯罪被害者等早期支援団体に指定されている「公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター」と連携し、その活動の促進を図るための支援及び情報提供等を行っています。今後、他に犯罪被害者等支援を目指す民間の団体があれば、既存の施策等を有効に活用しその活動を支援して行くこととする。

(委任)

第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

○この条例に規定されている事項のほか、施行に必要な事項がある場合、市長が規則・要綱等で別に定めることを規定したもの。

附 則

(施行期日等)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に発生した犯罪被害について適用する。

【解説】

○この条例の施行期日を定め、施行日以降に発生した犯罪被害に適用する旨を明記した。